

平成 29 年度

包括外部監査結果に基づく措置

包括外部監査の結果に基づく措置について

包括外部監査結果に基づく措置が次のとおり講じられましたので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により公表します。

浜松市監査委員

目 次

包括外部監査結果に基づく措置

市税及び国民健康保険料の事務の執行について	1
生活保護に関する事務の執行について	2
学校教育に関する事務の執行について	3
公の施設の管理運営について	4
中小企業支援事業に関する事務の執行について	7
道路インフラの整備・維持管理に関する事務の執行について	10
業務委託に関する事務の執行について	22

包括外部監査指摘事項に伴う措置

監査実施年度 平成 21 年度（市税及び国民健康保険料の事務の執行について）

指摘事項（意見） （掲載頁・担当課）	
<p>【V 市税の収納事務 7 前渡金口座管理・引継状況 ・ 還付手続の流れの見直し】</p> <p>過年度分の還付手続は、前渡金口座管理担当者が手続を全て行っているが、課税システムや収納システムとは切り離された状態のデータのため、金額、対象納税者情報などを改めて入力するため、氏名の誤りや金額の入力誤りが発生する可能性がある。</p> <p>納税者情報、還付金額については更正決定等で各課が書類化しているのであり、その書類化する際のデータをそのまま読み込む方法を検討されたい。またそもそもデータを共有できるシステムを検討することが望まれる。</p> <p>（106 頁・税務総務課）</p>	
講じた措置	
平成 22 年度	—
平成 23 年度	—
平成 24 年度	課税と過年度還付のデータ連携を検討しましたが、現行税システムは、税目によりシステムやデータ形式が異なり、実現が困難な状況です。
平成 25 年度	税務システムを再構築する見込みとなったため、新システムにて過年度還付と課税側のデータ連携ができるようなシステムを目指します。
平成 26 年度	構築予定の新システムにて、過年度還付と課税側のデータ連携ができるようなシステムを目指します。
平成 27 年度	構築予定の新システムにて、過年度還付と課税側のデータ連携ができるようなシステムを目指します。
平成 28 年度	平成 28 年 10 月のシステム変更により、課税システム及び収納システムが一体となり、課税側の更正情報が、収納（還付）側に自動で反映されることとなりました。

監査実施年度 平成 23 年度（生活保護に関する事務の執行について）

指摘事項(意見) (掲載頁・担当課)	
<p>【第 14 各区福祉事務所及び職員の状況 エ 現業員の専門的資格について】</p> <p>現業員の専門性は、社会が複雑化すればする程、高まっていくものと推察される。一方、被保護者の中には、精神的疾患をもつ者も多く、また、対応困難者も目立つ。したがって現業員に、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者を登用することは有意義であるので、これまで以上に検討すべきである。</p> <p>また、このような有資格者を登用することによってより専門的、実践的な O J T が期待できる。 (124 頁・天竜区社会福祉課)</p>	
講じた措置	
平成 24 年度	—
平成 25 年度	(天竜区社会福祉課) 人事課へ専門性のある職員の人事配置について、要望しています。
平成 26 年度	(天竜区社会福祉課) 人事課へ専門性のある職員の人事配置について、要望しています。
平成 27 年度	(天竜区社会福祉課) 人事課へ専門性のある職員の人事配置について、要望しています。
平成 28 年度	(天竜区社会福祉課) 人事課へ専門性のある職員の人事配置について、要望しています。 また、必要に応じて、区内の保健師や本庁障害保健福祉課の精神保健福祉士との連携により対応しています。

監査実施年度 平成 24 年度（学校教育に関する事務の執行について）

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第 6 学校給食と給食費 5 給食費未納問題 ア 住所不明者への対応】</p> <p>「子どもたちの学校給食を守る浜松市学校給食費未納対策マニュアル」には貸倒処理の項目がないが、現実的に回収可能性のないものをいつまでも債権として認識しておくことのメリットは無い。所在不明で未納期間が長期間継続し回収可能性の無いものについての貸倒処理の基準を検討する必要がある。</p> <p>(163 頁・健康安全課)</p>	
講じた措置	
平成 25 年度	指摘のあった案件については、給食費回収の可能性のないものと判断し、債権放棄の処理を行いました。
平成 26 年度	債権放棄の基準について検討しています。
平成 27 年度	債権放棄の基準について収納対策課と協議しています。
平成 28 年度	平成 28 年度末に債権放棄の基準を作成しました。今後は、浜松市債権管理条例及び債権放棄基準に基づき、債権放棄を行い、不納欠損処理を実施してまいります。

監査実施年度 平成 25 年度（公の施設の管理運営について）

指摘事項（意見） （掲載頁・担当課）	
<p>【第 5 抽出した個別施設 1 浜松市地域情報センター イ 意見（ア）条例に定められた事業の実施状況について】</p> <p>本施設の利用状況は、一般的なホールとしての貸館業務に限定されているというのが実情であり、条例の定める本来的な業務が十分に実施されているとは認められない。そこで、本施設の設置目的や事業のあり方については、条例の改正の要否も含めて、改めて検討することが望ましい。</p> <p>(61 頁・情報政策課)</p>	
講じた措置	
平成 25 年度	協働センターにおいて市民向けスマートフォン教室を開催しました。この結果を踏まえて、本施設での実施方法を検討し、準備を進めました。
平成 26 年度	民間通信事業者の協力により、地域情報センターにおいて市民向けスマートフォン教室を開催しました。 また、地域情報化に関する市民アンケートを実施し、市民ニーズを踏まえた事業を検討しました。
平成 27 年度	地域情報化に関する市民アンケート結果により、市民生活で情報機器の正しい使い方の知識などを求められていることから、情報リテラシー（情報活用能力）向上等の講演会を実施しました。
平成 28 年度	民間通信事業者の協力により、市民向けスマートフォン教室を初めてホールを会場とし 1 回開催しました。 また、情報リテラシー向上に関する講演会に関しては、前年度の講演会時のアンケート集計結果から読み取れる市民のニーズに応じた内容のものを、民間等から講師を招き 2 回開催しました。
平成 29 年度	引き続き、民間通信事業者の協力による市民向けスマートフォン教室や市民のニーズに応じた情報リテラシー向上に関する講演会の開催を検討・計画しました。

指摘事項（意見）

（掲載頁・担当課）

【第5 抽出した個別施設 1 浜松市地域情報センター イ 意見（イ）公の施設の運営管理に関する独立した収支計算の必要性について】

住民福祉の向上を図るための公の施設が、限られた予算の中で効率的に運用されているかを検証するためには、他に同様の機能を有する施設（例えば、ホール・会議室の貸館機能を有する施設）との比較等のために、公の施設としての部分について、独立した収支計算が作成されることが望ましい。

（62 頁・情報政策課）

講じた措置

平成 25 年度	公の施設部分のみ分離した収支計算を行うための、光熱水費等維持管理に係る経費の按分方法を検討しました。
平成 26 年度	フロアの面積比や利用人数比などから光熱水費などの維持管理経費を按分し、公の施設部分のみ分離した収支試算方法を検討しました。
平成 27 年度	本施設の光熱水費などの維持管理経費について、検討した按分方法を基に、公の施設部分のみを分離し収支試算しました。
平成 28 年度	前年度同様、本施設の光熱水費などの維持管理経費について、検討した按分方法を基に、公の施設部分のみ分離し収支試算をし、ホールを有する 15 箇所の公的施設の収支割合の平均と比較した結果、同等となっており、効率的な運用がなされていると考えます。
平成 29 年度	本施設の光熱水費などの維持管理経費について、公の施設部分のみ分離し収支試算をし、引き続き他の施設と比較して効率的な運用を検証していきます。

指摘事項(意見) (掲載頁・担当課)	
【第5 抽出した個別施設 1 浜松市地域情報センター イ 意見 (ウ) 利用率の向上策について】 本施設の利用率を向上させるため、本施設の周知・広報に関する施策の実施が望ましい。 (63 頁・情報政策課)	
講じた措置	
平成 25 年度	本施設の利用率を向上させるために課内でプロジェクトを立ち上げました。
平成 26 年度	利用率向上のための取り組みについて、課内でアイデアを出し合い、実現可能な取り組みを検討しました。
平成 27 年度	学校などから本施設や本施設内のユニバーサルデザイン設備の見学要望などへ対応・紹介しました。 今後は、近隣施設などへ本施設のパフレット等を置くなど、施設利用のための周知へ取り組みます。
平成 28 年度	学校などから本施設や本施設内のユニバーサルデザイン設備の見学要望などへ対応・紹介するとともに、近隣施設などへ本施設のパフレット等を置くなど、施設利用のための周知へ取り組みました。また、ホール利用者の利便性等を図るため、平成 29 年 2 月から、ロビーにおいて FREE Wi-Fi 環境を提供し、HAMAMATSU FREE Wi-Fi 協議会の H P 上で、当施設をアクセスポイントとして紹介しました。
平成 29 年度	引き続き、学校などから本施設や本施設内のユニバーサルデザイン設備の見学要望などへ対応・紹介するとともに、市主催の講演会を開催した際の積極的なパフレット配布や近隣施設などへ本施設のパフレット等を置くなど、施設利用のための周知へ取り組みます。

監査実施年度 平成 26 年度（中小企業支援事業に関する事務の執行について）

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第 4 抽出した中小企業支援事業 1 産業イノベーション支援事業 (エ) 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の財政的基盤について】</p> <p>公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構は、「資金運用規程」を改訂して外国債券の保有を制限する規程を設け、資金運用規程に従った機構の資金の適正かつ確実な運用に努めているが、浜松市の産業支援事業を有用な事業とするためにも、基金返還による債券の評価損の実現及びその補填の問題を適切に解決する必要がある。</p> <p>(47 頁・産業振興課)</p>	
講じた措置	
平成 27 年度	基金返還とその後の対応について、関係機関と調整を行いました。
平成 28 年度	基金返還とその後の対応について、関係機関と継続して調整を行い、平成 29 年 1 月末に基金返還を実施しました。
平成 29 年度	<p>基金返還による運用益の減については、広域事業を強化し、静岡県と協議のうえ、静岡県西部市町より事業負担金をいただくことにより、補填に努めました。</p> <p>これにより、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の運営基盤に大きな影響が出ることなく、安定した運営を図ることができました。</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第 4 抽出した中小企業支援事業 3 産学官連携促進事業 (ウ) 本件各負担金の支出手続きについて】</p> <p>改善事項 2：浜松市において負担金交付先に対して達成を求める数値目標を設定するとともに、負担金交付先との認識の共有に努めること。</p> <p>(68 頁・産業振興課)</p>	
講じた措置	
平成 27 年度	目標の設定がされていなかったスタートアップ都市推進協議会の場で、目標の設定について提案・協議することとしました。
平成 28 年度	各負担金の支出団体との協議を継続して、目標の設定を提案し、認識の共有に努めました。
平成 29 年度	各負担金の支出団体には、目標の設定について理解を得ることができ、目標の設定を実施し、認識の共有を達成しました。

指摘事項（意見）

（掲載頁・担当課）

【第4 抽出した中小企業支援事業 6 海外ビジネス展開支援事業 (ウ) 事業の見直しについて】
事業を硬直化させずに変化に対応させていくことが今後の重要課題といえる。

（107 頁・産業振興課）

講じた措置

平成 27 年度	社会・経済情勢の変化に対応した事業評価を踏まえた予算要求を実施しました。
平成 28 年度	要求した予算については、産業支援団体に事業運営を移管しました。企業ニーズを迅速かつ的確に把握することができるよう、社会・経済状況の変化に対応した事業運営ができる体制を整えました。

指摘事項
(掲載頁・担当課)

【第4 抽出した中小企業支援事業 10 中小企業活性化対策事業費助成事業（商工会への補助金）
(ア) 補助対象としている事業の有効性について】

当事業における補助金交付は他の補助事業に比べ、補助金の有用性に対する検証が、いささか不十分なのでは、との印象を受ける。

他の補助金事業と同様、商工会から提出される各書類や担当者との協議を通じて、環境の変化に適合した業務支援と、そのための補助金拠出の妥当性を検討する必要がある。

(135 頁・産業総務課)

講じた措置

平成 26 年度	平成 21 年度から平成 24 年度にかけて対象事業費などの大幅な見直しを行っており、その後も毎年、補助要綱の見直しも行っています。また、市が行っている指導監査で補助金の使途を確認するほか、年 1 回行っている市と会長・事務局長の意見交換会等で市の補助する内容を考慮し、業務支援の充実を図っています。
平成 27 年度	各商工会に、市が指導監査、県が同時に指導調査を実施しています。平成 27 年度は浜北商工会で市の補助金の使い方を帳簿や関係書類と照らし合わせ精査や監査を行うことにより、商工会における課題や活動内容も明確になり、補助金の有用性を検証しました。さらに、年 1 回行っている市と会長・事務局長の意見交換会をはじめ、平成 27 年度新たに担当者レベルの情報交換会を開催し、市の補助する内容を考慮し、業務支援の充実を図りました。
平成 28 年度	平成 28 年度は、天竜商工会・奥浜名湖商工会・浜名商工会で市の指導監査と同時に県の指導調査を行いました。この指導監査において十分な精査を行い、実績報告で提出される書類だけでなく現地にて補助金の使途に関する書類を確認したところ、適正に処理が行われていました。 今後も定期的に意見交換会、情報交換会を実施し、事業の効率性を高めます。
平成 29 年度	平成 29 年度は浜北商工会で市の指導監査と同時に県の指導調査を行いました。この指導監査において十分な精査を行い、実績報告で提出される書類だけでなく現地にて補助金の使途に関する書類を確認したところ、適正に処理が行われていました。 今後も各商工会と定期的に意見交換会、情報交換会を実施し、事業の効率性を高めてまいります。

監査実施年度 平成 27 年度(道路インフラの整備・維持管理に関する事務の執行について)

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第3 長寿命化修繕計画 4 長寿命化修繕計画進捗状況 ① 本庁における計画の進捗管理】</p> <p>単年度の工事計画は各土木整備事務所によって策定され、実施されている。道路課においても進捗度をタイムリーに把握し、長寿命化修繕計画が計画どおり執行されているかを管理する必要がある。</p> <p>長寿命化修繕計画の中で工事情報、修繕情報等のデータベース化が行われた場合にはそのデータを有効に利用して、進捗を管理し、遅れがある場合には各土木整備事務所がその理由を報告する等の体制の構築が必要である。</p> <p>(35 頁・道路保全課・各土木整備事務所)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	<p>計画に基づき修繕工事を実施している橋梁、舗装について、6月から翌年3月の間に担当者会議（5回）及び執行状況ヒアリング（1回）を実施し、計画に係る情報共有及び工事の進捗状況の把握等を行い、各土木整備事務所と連携していく体制を構築しました。平成 31 年度からのデータベース運用開始に向け、新システム構築業務を発注するなど、データベース化に向けて取り組んでいます。</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第3 長寿命化修繕計画 4 長寿命化修繕計画進捗状況 ④ 委託で作成した長寿命化修繕計画】</p> <p>公共施設長寿命化基本方針、ガイドライン、長寿命化修繕計画の3者は記載内容が類似しており、これを読んだだけでは位置付けがあいまいな印象を受ける。</p> <p>方針なのか、ガイドラインなのか、計画なのか、策定すべきものが何であるのかを明確にし、具体的な計画が策定されるようにする必要があります。</p> <p>(37 頁・道路保全課)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	<p>橋梁維持管理・更新等ガイドライン、道路橋長寿命化計画、道路トンネル長寿命化計画、シェッド・大型カルバート長寿命化計画の策定において、位置付けや目的の明確化を図りました。</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第4 今後求められる整備・維持管理 ① 本庁での道路インフラ情報の管理】</p> <p>データベース化等が行われ、本庁が適時に情報を得られるようになったとしても、その情報をもとに各土木整備事務所の実施状況を管理できる体制がなければ、現状とあまり変わらない。よって、集積された浜松市の道路インフラの情報を把握し、その情報をもとに、管理する道路インフラを今後どのように維持管理していくかを決定するための資料として有効に活用できる体制の構築が必要である。</p> <p>(39 頁・道路保全課・各土木整備事務所)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	<p>計画に基づき修繕工事を実施している橋梁、舗装について、6月から翌年3月の間に担当者会議（5回）及び執行状況ヒアリング（1回）を実施し、計画に係る情報共有及び工事の進捗状況の把握等を行い、各土木整備事務所と連携していく体制を構築しました。</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第4 今後求められる整備・維持管理 ② 管理対象から除外すること等を検討する体制の必要性】</p> <p>道路課では橋梁の撤去を将来的に実施することを検討しているということであるが、そのためにもまず、集積された道路インフラの情報を道路課若しくは土木総務課が適切に把握する必要がある。そのうえで、撤去等を検討して管理コストの削減を可能とする体制づくりが必要である。</p> <p>(40 頁・道路保全課)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	<p>平成 29 年 3 月に橋梁維持管理・更新等ガイドラインを策定し、今後、撤去の対象とする場合の考え方を示しました。</p>

指摘事項（意見） (掲載頁・担当課)	
<p>【第4 今後求められる整備・維持管理 ① 橋梁等の架替え費用も見込んだ計画】</p> <p>長寿命化修繕計画は橋梁の寿命を延ばし、修繕費用を平準化するためのものであるが、寿命を延長してもいずれは架替えをしなくてはならない時期が到来する。</p> <p>今後は、橋梁等の架替えも含めた計画の策定の検討が望まれる。</p> <p>(40 頁・道路保全課)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	<p>平成 29 年 3 月に橋梁維持管理・更新等ガイドラインを策定しました。</p>

指摘事項（意見） （掲載頁・担当課）	
<p>【第5 工事契約 1 工事契約の概要 ① 業者の選定について】</p> <p>適正価格の把握と適正業者の選定の意味でも、近隣業者の割合は一定割合に留め、浜松市内全域から業者選定をすることも必要ではないかと考える。また、業者選定に際しては調達課及び北区・浜北区・天竜区の区振興課で情報を共有し、より優良な業者を選定できる体制も必要と考える。</p> <p>(46 頁・調達課)</p>	
講じた措置	
平成 27 年度	調達課及び北区・浜北区・天竜区の区振興課等の契約担当者による小額工事制度検討会を開催し、制度における課題の検討や事務手続きにおける考え方などの情報共有を行いました。
平成 28 年度	調達課及び北区・浜北区・天竜区の区振興課等の契約担当者による小額工事制度検討会を開催し、制度における課題の検討や業者選定における施工実績等の情報などの適切な事務処理を行ううえで必要な情報共有を行いました。

指摘事項 （掲載頁・担当課）	
<p>【第5 工事契約 2 工事の発注管理 ① 繰越しの解消】</p> <p>繰越し解消には、一度繰越しを解消する年度を設け事業執行計画をリセットする必要があるのか、各土木整備事務所人員を増員する必要があるのか、方途については検討を要するがいずれにしても繰越しを真にやむを得ないものに抑え、発注業務を年度当初から円滑に消化していく体制とすることが重要であるとする。</p> <p>(51 頁・道路企画課)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	平成 28 年 4 月に土木部業務適正化プロジェクトチームを設置し、予算の早期執行や適正な事業計画に基づく予算要求ルールを設定し、繰越しの削減と早期執行に向けた取組を強化しました。

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第5 工事契約 2 工事の発注管理 ② 発注時期の年次計画】</p> <p>当初予算を策定する段階で、工事の発注時期の計画も策定し、発注が遅れている場合にはその原因を報告するなど、発注時期を管理する体制が必要である。</p> <p>(52 頁・道路企画課・各土木整備事務所)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	<p>平成 28 年 4 月に土木部業務適正化プロジェクトチームを設置し、繰越しの削減と早期執行に向けた取組を強化しました。プロジェクトチームでは、各土木整備事務所のヒアリングや執行状況調査等を実施し、必要に応じ是正指導を行いました。</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第5 工事契約 2 工事の発注管理 ③ 予算配当時期】</p> <p>予算配当が、当初予算ではされずに9月、11月補正となる傾向がある。形式的に補正に回しているものがないか、先に補正ありきとなっているものがないか。補正予算での対応となると、発注が後ろ倒しとなり年度末の工事集中・入札辞退や繰越しにつながる要因になる。</p> <p>(52 頁・道路企画課・各土木整備事務所)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	<p>平成 28 年 4 月に土木部業務適正化プロジェクトチームを設置し、繰越しの削減と早期執行に向けた取組を強化するとともに、事業計画に基づく予算要求ルールを設定し、本件に起因する繰越しの削減を図っています。</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第5 工事契約 2 工事の発注管理 ④ 管理資料の統一化】</p> <p>発注管理は、各土木整備事務所が行っているが、浜松市全体としてのデータを取りまとめるうえでも、また、業務の重複や漏れを回避し、各土木整備事務所の管理手法の中でより良いものに集約していく意味でも、管理資料は土木整備事務所間で統一することが望ましいと考える。</p> <p>また、土木技術職員は土木部門間の異動も多いとのことであり、異動時の引継業務の省力化を図るために作成資料の統一化は有用であると考え。</p> <p>(55 頁・道路企画課・各土木整備事務所)</p>	
講じた措置	
平成 27 年度	土木部内で運用している事業管理システムの導入及び使用方法に関する説明会を 8 月に開催しました。
平成 28 年度	土木部内で運用している事業管理システムの使用方法に関する説明会を 3 月に開催し、システムの運用方法を再度周知・徹底し、統一化に努めました。

指摘事項 (意見) (掲載頁・担当課)	
<p>【第5 工事契約 2 工事の発注管理 ① 土木技術職員の手当て】</p> <p>各土木整備事務所は、他の部署とは異なり専門性が求められるものであることなど、土木技術職員の質・人員の維持、適正配置は今後とも重要な課題といえることから、必要人員の採用が可能となるよう採用活動の強化や中途採用の検討等を行っていくことが肝要と考える。</p> <p>今後は点検等の対象も増え、職員の点検能力の向上も求められている。技術的能力は土木整備事務所の職員だけでなく、管理する本庁職員にも求められると考えられる。そのためにもノウハウが蓄積する人事体制が望まれる。</p> <p>(55 頁・人事課・道路企画課)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	<p>土木技術職員の採用試験において、受験資格から専門課程の履修要件を外すことにより、受験者の増加を図り、専門試験や面接によって能力の確認を行いました。</p> <p>また、人事体制については、組織の活性化とのバランスを考慮しつつ、土木技術のノウハウの蓄積がなされるように配慮しながら人事異動を行いました。</p>

指摘事項（意見）

（掲載頁・担当課）

【第5 工事契約 2 工事の発注管理 ② 総合評価落札方式の運用方法】

総合評価落札方式の意義はおおいに認めるところであるが、実績を見る限り手間が上回っているように感じる。総合評価落札方式を採用するケースは業者の良し悪しが重要な要素となる工事とし、金額以外の比重を高めるなど、メリハリのある運用が必要ではないかと考える。

（56 頁・調達課）

講じた措置

平成 27 年度	地域の社会資本の維持管理や整備を担う地元中小企業育成の観点から、企業の地域性や社会性を重視するとともに、受発注者の事務負担も考慮した特別簡易Ⅱ型を新たに設定し、原則 2,000 万円以上 3,000 万円未満の土木一式及び水道管工事に適用することとしました。
平成 28 年度	より適正な評価となるよう既設の評価項目（工事实績及び水道夜間・休日緊急待機当番協力）について、評価基準の見直しを行いました。 総合評価落札方式を実施した案件について、効果検証を行い次年度の運用見直しを検討しました。
平成 29 年度	工事の品質確保に資する評価項目として、「企業の技術力」に関する項目及び「企業の信頼性・社会性に関する項目」にそれぞれ 1 項目加えるとともに、前年度に行った効果検証を踏まえ、評価値算定式を見直し、価格以外の評価点を重視する仕組みに改正しました。

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第5 工事契約 3 繰越工事 ① 工事発注・施行時期の平準化】</p> <p>国からの交付金に関与する事業については、例えば下半期に実施し、それ以外の工事は年度開始直後から実施する、という計画を事前に策定することは、可能だと考える。</p> <p>平準化の実施は、上半期の予算消化割合の上昇を通じて、相対的に下半期の施行が減少することとなる。これは不測の事態等による遅延を原因とした繰越しを減少させる効果を有する。</p> <p>(66 頁・道路企画課・各土木整備事務所)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	平成 28 年 4 月に土木部業務適正化プロジェクトチームを設置するとともに、平成 29 年度予算要求時に執行計画を策定し、繰越しの削減と早期執行に向けた取組を強化しました。プロジェクトチームでは、各土木整備事務所へのヒアリングや執行状況調査等を実施し、必要に応じ是正指導を行いました。
平成 29 年度	土木部業務適正化プロジェクトチームにおいて、各土木整備事務所へのヒアリングや執行状況調査等を実施し、工事の平準化や適正工期の確保に努めています。

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第5 工事契約 3 繰越工事 ② 施行前準備段階の入念な検討】</p> <p>計画立案・予算要求時に、過去事例の検証や関係すると予想される各所への事前交渉も含めた入念な準備作業を実施し、予算計上時までに「不測」の事態そのものの発生可能性を削減する手続きを実施することが望ましい。</p> <p>(66 頁・道路企画課・各土木整備事務所)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	平成 28 年 4 月に土木部業務適正化プロジェクトチームを設置し、繰越しの削減と早期執行に向けた取組を強化しました。各土木整備事務所は事業の実施に当たり、関係機関との調整・協議、諸手続等を発注前年度から実施することで、不測の事態が発生する可能性を削減するよう努めています。

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第5 工事契約 3 繰越工事 ③ 過去の工事における繰越理由のフィードバックと今後の工事への反映】</p> <p>同様の理由かつ事前予想可能と思われる事案が何度も繰越理由としてあげられているのは、過去の繰越理由に対するフィードバックや対策が実施されていない、若しくは、不十分であるのではないかと。</p> <p>工事の立案、予算要求を実施する際、過去の類似事例における問題点とその対策を検討し、反映させるための正規の手続き・仕組みを構築、運用することが望ましい。</p> <p>(67 頁・道路企画課・各土木整備事務所)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	<p>平成 28 年 4 月に土木部業務適正化プロジェクトチームを設置し、繰越しの削減と早期執行に向けた取組を強化しました。予算要求時点において具体的な執行計画を策定し、適切な発注規模の設定や執行管理を行っています。</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第5 工事契約 3 繰越工事 ④ 同一工事に対する予算の分割要求】</p> <p>繰り越されることが計画の段階で明らかなものについては、当該計画の進捗状況を年度ごとに細分化し、予算要求することで、多額の繰越しを計上しなくて済むことになる。</p> <p>計画を分割することで、工事施工時期を計画・設計から用地取得等の各手続きの進捗状況に応じて柔軟に設定することが可能となる。これは、工事の平準化を達成するうえで、有効な手段となる。</p> <p>(67 頁・道路企画課・各土木整備事務所)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	<p>平成 28 年 4 月に土木部業務適正化プロジェクトチームを設置し、繰越しの削減と早期執行に向けた取組を強化しました。予算要求時点において具体的な執行計画を策定し、適切な発注規模の設定や執行管理を行っています。</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第5 工事契約 3 繰越工事 ⑤ 繰越工事残高を反映した予算要求】</p> <p>現在の状況は、繰越事業費という消化されていない予算が、常に数十億円単位で保持されている状態になっており、これは公的サービスに寄与していない予算が多額・恒常的に存在するという状態を意味する。</p> <p>繰越額を減少して、公的サービスに寄与していない予算を恒常的に軽減させるという観点から、繰越工事分も含めた全ての工事が年度内に確実に完了する総括的な計画を立案し、予算要求をすることも検討すべきだと考える。新規工事の案件を減少させることで繰越工事を大幅に減少させるという方法によって、繰越しによって発生した未利用となっている資金を減少させていく、という方法も検討するのが望ましいと考える。</p> <p>(68 頁・道路企画課・各土木整備事務所)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	<p>平成 28 年 4 月に土木部業務適正化プロジェクトチームを設置し、繰越しの削減と早期執行に向けた取組を強化しました。予算要求に当たり、事業進捗や予算執行状況等を勘案することで年度内執行に努め、繰越しの抑制を図っています。</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第5 工事契約 5 個別工事事務 ① 工事資料の保管について】</p> <p>工事ファイルを確認したところ、根拠資料が綴られているものとそうでないものが見られた。資料をどこまで綴るかは各担当者の判断に任されているということである。</p> <p>各工事ファイルは整理され、いつでも職員や所属長が見ることができる状態になっている。根拠資料等も必要なものであれば、工事が完了した時点で保存場所を確保し、いつでも見ることができる状態で保管することが必要である。</p> <p>(73 頁・各土木整備事務所)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	<p>平成 28 年 4 月に土木部業務適正化プロジェクトチームを設置し、その中で、土木工事共通仕様書等に基づく必要書類について周知徹底を図りました。これにより、保管資料の電子データ化が進み、適切な保管や情報共有がなされています。</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第5 工事契約 6 工事契約の変更事務 ① 情報の管理】</p> <p>工事契約の変更理由を検証すると、舗装厚等の履歴が適切に把握されていれば、変更手続きは不要だったのではないかと考えられる案件がある。こうした情報をどの程度管理していくのか、工事手続きの効率化のためには検討が必要である。</p> <p>平成 28 年度以降、道路インフラに関する情報のデータベース化が検討されているが、工事手続きの効率化も念頭にいった構築が望まれる。</p> <p>(94 頁・道路保全課)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	<p>データベースシステム構築について、導入検討業務を発注するとともに、検討会を3回実施しました。その中で工事履歴を本システムに記録できる仕様とすることとし、効率化を図りました。</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第7 道路管理 1 道路台帳 ③ 修正業務発注にかかる職務分掌】</p> <p>道路台帳成果品の修正発注業務は、各土木整備事務所が持ち回りで行っているが、この方式は改めるべきである。</p> <p>修正業務の発注対象は、浜松市全域の道路台帳であり、土木整備事務所の持ち回りとする、土木整備事務所ごとに実務運用のあり方に相違が生じる可能性があり、これが整備の混乱につながる可能性がある。</p> <p>浜松市全域の情報が集積されるのが土木総務課であることを踏まえると、同課が発注業務を行うのが、情報集積のあり方と整合し、望ましい。</p> <p>(139 頁・道路保全課)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	<p>平成 28 年度から、道路保全課で業務発注を行うこととしました。</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第7 道路管理 2 境界確定 ① 申請筆の隣接筆所有者の同意が得られない場合の要領改定】</p> <p>筆界確定が極めて煩雑かつ対立の起きやすい事象であること、筆界確定手続きを実施すると浜松市にも一定の支出があることなどを考慮すると、一旦手続きを始めた以上、可能な範囲で筆界を確定させることが望ましい。従って、現行の要領を改め、隣接筆との筆界に争いのない申請筆の一部についてのみ筆界を確定させる手続きを設けるべきである。</p> <p>(146 頁・道路保全課)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	境界確定事務処理要領を改正し、一部のみの境界確定をして処理を行うこととしました。

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第7 道路管理 2 境界確定 ② 幅員4メートル未満の道路で対側筆所有者の同意を要する規定を廃止すること】</p> <p>現行要領は、申請筆と道路を構成する筆との筆境を確定させる手続きであり、道路たる敷地と道路でない敷地との境（将来後退する境界線）を確定させる手続きではない。従って、筆界確定において、道路後退線がどこであるかを考慮する必要はなく、対側筆所有者の同意を得る必要はない。</p> <p>仮に本手続きに道路後退線を確定させる制度を設けたとしても、道路後退線を確定できたかどうかにかかわらず、申請筆所有者、その隣接筆所有者の同意がある限り、境界確定協議を成立させる制度設計とすべきである。</p> <p>幅員4メートル未満の道路について筆界確定を行う場合、筆界確定と同時に道路両側の道路後退線を確定することは有意義であるから、そのこと及びそのために必要な手続きを別に規定する必要がある。</p> <p>(146 頁・道路保全課)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	境界確定事務処理要領を改正し、対側筆所有者への立会いを求めない場合を規定しました。

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p style="text-align: center;">【第7 道路管理 2 境界確定 ③ 利害関係人の同意を要する規定を廃止すること】</p> <p>現行要領では、申請筆の借地人、借家人の立会いを求め、その承諾がない場合は返戻手続きをとる。借地人等は境界紛争について直接の利害関係を持たないので、借地人等の同意を不要とする扱いとすべきである。</p> <p>(147 頁・道路保全課)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	境界確定事務処理要領を改正し、利害関係人である借地人等の規定を廃止しました。

監査実施年度 平成 28 年度（業務委託に関する事務の執行について）

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第 4 監査の結果（個別案件） 5 協働センター関連業務委託 ア 資料の適切な管理の必要性】</p> <p>サンプル抽出した舞阪協働センターが担当する契約の資料については、複数の契約において、参考見積書、設計書が該当年度の契約関係書類と同一場所に保管されておらず、往査時点では、その所在が明らかでなかった。予定価格の根拠資料については、情報公開請求がなされれば回答が必要となり得る事項であり、金額の根拠は明らかにしておく必要がある。</p> <p>担当者不在でも資料を適切な場所・形式で保管することは必要であり、改善が求められる。</p> <p>(61 頁・舞阪協働センター)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	<p>予定価格の根拠資料について、契約関係書類と同一の場所に保管しました。担当者が不在でも所在が分かるように、格納場所を周知しました。</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第 4 監査の結果（個別案件） 5 協働センター関連業務委託 ウ 見積りと仕様の対応】</p> <p>富塚協働センター及び佐鳴台協働センターに設置されているガス熱源空調設備の保守に関する契約は、前年度は 3 館についての一括契約であったが、県居協働センターでは別の空調設備を新設したため、平成 27 年度は 2 館の一括契約となった。</p> <p>平成 27 年度分の予定価格を決める際に、当年は 2 館分の一括契約であるのに 3 館分の一括契約を前提とした見積書の合計額を 2 館に割り振る形で金額が設定されていた。本来は 3 分の 1 相当額をそれぞれの空調設備保守契約の予定価格とすべきであった。そのため、予定価格と契約額に大きな差が生じる結果となっている。</p> <p>予定価格の算出基礎が資料と合致するのか、適切に確認がされるべきである。</p> <p>(62 頁・中区まちづくり推進課)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	<p>区内の協働センターに係る保守点検業務等の契約の一部について、代表協働センターが契約していましたが、課内のチェック体制を強化するため、平成 29 年度からは、本課（まちづくり推進課）において一括して契約するよう、契約事務を見直しました。</p>
平成 29 年度	<p>前年度の事務の見直しに基づき、適切に契約事務を執行しました。</p>

指摘事項

(掲載頁・担当課)

【第4 監査の結果（個別案件） 5 協働センター関連業務委託 エ 低額すぎる見積額】

浜北区内の協働センター4館についての空調設備保守点検（各施設年2回）を仕様とする契約は、平成27年については、従前の受託業者による入札金額・見積金額が不相当に低額であったため、設定した予定価格以下で入札する業者がなく、不調となった。そのため、工事による休館期間のあった協働センター2館を除外し、残りの2館のみを対象とする仕様に変更し、再度入札を行う結果となった。できるだけ契約金額を抑えコスト削減に努めることも重要であるが、業務委託先を安定的に確保するためには、複数の業者からの参考見積を取得し、相場から外れていない金額を設定することも不可欠である。

また、平成27年度は、予算内に収めるために点検回数を減らすという仕様変更を行って対処しており、それで問題がなかったのであれば、仕様そのものについて、単に従来の内容を踏襲するのではなく、必要十分な内容となっているかについて定期的に見直す必要がある。

(63頁・浜北区まちづくり推進課)

講じた措置

平成28年度

平成28年度当初予算要求時から、2者から参考見積を取得することにより、適正な金額を見極めたうえで予算要求しました。

また、業務委託契約入札時においても、参考見積金額を基に、適正な予定価格を算出し入札を実施しました。

今後についても、同様の事態が起こらないよう確認し、実施します。

また、予算要求時及び入札執行時に機種・台数を確認した上で仕様書の作成を行います。

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第4 監査の結果（個別案件） 6 美術館関連業務委託 ア 清掃業務等における、同一業者に対する契約方法及び金額設定方法の見直しについて】</p> <p>美術館関連部課において、敷地周辺の清掃業務、剪定業務及び駐車場整理業務は、全て同じ業者が委託を受けており、全5契約の全てが随意契約（1者特命）によって契約締結されている。当該委託先は、高齢者の就業機会を確保するためであるとしても、当該目的を達成するには随意契約（1者特命）でないと成し遂げられない、というものではないと考える。また、清掃・剪定業務という業務を細かい単位に分割して契約を締結する合理的な理由が見つけられないことにも問題が存在すると考える。</p> <p>清掃業務における契約の切り分け方を見直し、複数の契約を現在よりも少数の契約にまとめること、内容や委託金額によっては1者特命ではなく、競争入札、随意契約であっても見積合わせを実施するなど、他の業者への受託意思を促すことを検討すべきだと考える。</p> <p>一方で、美術館が管理する施設の消防設備の点検業務は、複数の施設に対する業務について一つの契約書にまとめており、また各部課内の配分額も適切に決定されていることから、指摘事項の実現可能性は少なからず認められると考える。</p> <p>(72 頁・美術館)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	平成 29 年度に係る業務委託契約等検討会議において、1者特命による随意契約から見積合わせによる指名業者の選定等に変更し、適正な処理を行いました。
平成 29 年度	平成 29 年度の清掃業務等の委託について、見積合わせにより業者を決定しました。

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第4 監査の結果（個別案件） 6 美術館関連業務委託 イ 契約締結業務について】</p> <p>契約先業者が委託業務契約書に貼付した収入印紙について、輸送を伴う業務委託は、毎年度継続して行っており、特定年度の特別な委託業務ではないため、業者が貼付する収入印紙が正確なものとなっているか定型的なチェック体制を整備し、運用する必要があるものとする。</p> <p>(73 頁・美術館)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	<p>平成 28 年 8 月の外部監査のヒアリング後、管轄の税務署から課税文書の捉え方と、それに対応する印紙税額についての説明を受けました。その後、契約相手方には是正を依頼し、正規税額分の収入印紙貼付済みの契約書を受領しました。</p> <p>契約書・請書の締結の際、印紙税について、内部で複数の者が確認するチェック体制を整備するとともに契約相手方との相互確認も行いました。</p>
平成 29 年度	契約書・請書の締結の際、印紙税について、内部のチェックとともに契約相手方との相互確認も行いました。

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第4 監査の結果（個別案件） 6 美術館関連業務委託 ウ 随意契約における見積り徴取について】</p> <p>随意契約理由書に、委託先が専門性、実績を有すること、及び委託業務の緊急性について記載されることで随意契約を締結している契約があるものの、美術展によっては、指名競争入札が実施されているものがあり、特段、1者特命とすべき合理的理由は認められないケースが散見される。1者特命の理由とすることの合理性について再検討すべきと考える。</p> <p>(73 頁・美術館)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	平成 29 年度の美術展業務における当初に契約するものについて、業務の内容により合理的な理由がない場合は入札又は見積合わせとし、業務委託契約等検討会議において指名業者の選定など、適正な処理を行いました。
平成 29 年度	平成 29 年度の美術展業務について、性質又は目的により契約相手を特定せざるを得ないもの以外で、業務内容により入札又は見積合わせにより業者を決定しました。

指摘事項（意見） (掲載頁・担当課)	
<p>【第4 監査の結果（個別案件） 6 美術館関連業務委託 ア 広告・印刷業務における契約方法について】</p> <p>美術館に関する広告及び印刷業務は、共催相手が美術展に関する広告・印刷の経験を有している場合や、デザインが既に決定されている場合を除いて、見積合せなどの金額的比較のみならず、プレゼン等を実施し、内容に関しても比較検討を行う方が、より美術展の成功により寄与するものではないかと考える。</p> <p>(74 頁・美術館)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	今後の契約について、広告及び印刷業務に精通した共催相手や、データやデザインを管理している業者がいる場合並びに広告を出す時期によって市に有利となる場合などは、随意契約（1者特命）で行い、それ以外については、効果的な広報や印刷業務ができる業者の選定を検討していきます。
平成 29 年度	平成 29 年度の美術展業務について、広告及び印刷業務に精通した共催相手や、データやデザインを管理している業者がいる場合並びに広告を出す時期によって市に有利となる場合などを除き、業務内容により入札又は見積合わせにより業者を決定しました。

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第4 監査の結果（個別案件） 8 動物園関連業務委託 ア 再委託に係る事務手続き】</p> <p>浜松市動物園ホームページ作成及び管理業務委託契約の受託者であるNPO法人浜松市動物園協会の平成27年度事業別損益によると、ホームページ制作事業で、再委託されている状況がうかがえるが、担当課は、契約条項にある再委託の禁止に抵触する内容であるのか、業務の一部の再委託であるのかを確認していない。</p> <p>また、契約条項で定められている再委託の手続きを実施していない。手続き上、一部下請負届の提出を求める必要がある。</p> <p>(85 頁・動物園)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	受託者であるNPO法人浜松市動物園協会に契約に基づき、一部下請負届を提出させました。
平成 29 年度	受託者であるNPO法人浜松市動物園協会から、一部下請負届を提出させ、受理しました。

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第4 監査の結果（個別案件） 8 動物園関連業務委託 イ 浜松市動物園公式ホームページ作成業務委託契約に係る仕様書】</p> <p>浜松市動物園ホームページ作成及び管理業務委託契約に係る仕様書は、提供する情報は列挙されているものの、具体的な内容や更新時期・頻度等が明確でないため、詳細なコントロールができず、想定した業務が実施されたか、契約価格が妥当であったかといった事後評価もできていない。よって、仕様書の見直しを検討する必要がある。</p> <p>(85 頁・動物園)</p>	
講じた措置	
平成 29 年度	仕様書に委託する業務の具体的な内容や更新時期・頻度等を明記しました。

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第4 監査の結果（個別案件） 8 動物園関連業務委託 ウ 契約内容の見直し】</p> <p>浜松市動物園ホームページ作成及び管理業務委託契約については、契約内容が、NPO法人浜松市動物園協会が浜松市動物園公式ホームページの権利を有し運営主体となっている現状に対応していないことにある。</p> <p>業務を委託する側がコントロール機能を発揮できるよう業務内容を具体的に記載するとともに、浜松市動物園公式ホームページ上のバナー広告収入の権利関係を明記するなど、契約内容を見直すべきであるとする。</p> <p>(85 頁・動物園)</p>	
講じた措置	
平成 29 年度	<p>ホームページ上のバナー広告及び募集を削除するとともに、契約内容を見直し、具体的な委託業務内容を仕様書に記載しました。</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第4 監査の結果（個別案件） 9 情報システムの開発、保守、改修関係 ア 情報政策課による基準発信が必要であること】</p> <p>情報システムの保守、改修費用の抑制方法は難しいが、情報政策課が採用する方針は、同課内部に留めず、マニュアルの配布など全庁に開示して統一方針の下に運用することが望ましい。情報システムは高度に専門的な内容であり、専門知識に乏しい担当課職員でも合理的な契約締結をなし得るよう、専門知識が集積され、合議先として同意・不同意権限を持つ情報政策課が、統一した情報システム調達に関するマニュアル等を発信することが望ましい。</p> <p>(97 頁・情報政策課)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	<p>①調達する情報システムの品質向上②調達プロセスの標準化、透明性の確保③情報化に要する経費の抑制を目的として、ガイドラインの作成に取り掛かりました。</p>
平成 29 年度	<p>平成 29 年 6 月 29 日付け通知文「情報システムの企画・調達・運用に関する適正化ガイドラインの公開について」により、作成したガイドラインを全庁に公開しました。</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第4 監査の結果（個別案件） 11 みかんの里資料館関連業務委託 ア 担当部課の見直しについて】</p> <p>浜松市みかんの里資料館は、三ヶ日みかんの歴史や現状の栽培・流通に関する資料の展示や説明、各種イベントを開催することが主な内容となっており、その目的はみかん業・みかん農家の発展というよりは、三ヶ日みかんの認知向上と普及であると考えられる。</p> <p>田園空間整備事業の一環として開館した経緯を考えると、開館当初の管轄が農林担当部署となることについては、その妥当性が認められる。</p> <p>しかし、開館後年月を経てみかんの里資料館の運営内容に重点を置くのであれば、現在の担当課から変更することが、妥当なのではないか、と考える。よって、委託事業の趣旨を再度確認し、どの部署が担当するのが最適であるかについて再考する必要がある。</p> <p>(102 頁・農地整備課)</p>	
講じた措置	
平成 29 年度	<p>浜松市みかんの里資料館は、広域の農村空間を田園空間博物館と見立て、田園空間整備事業の一施設として整備されたものであり、今後も施設や散策道を有機的に連携させ周知することが、本施設の魅力向上にもつながることから、田園空間整備事業全体を所管する農地整備課が引き続き担当することが適切と判断しました。</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第4 監査の結果（個別案件） 11 みかんの里資料館関連業務委託 イ 業務実施者との直接契約締結の可能性について】</p> <p>当該委託契約は浜松市シルバー人材センターとの随意契約によるものとなっているが、みかんの里資料館の事情により、浜松市シルバー人材センターから派遣される者は、毎年地域事情及びみかんに精通した特定の者に限定されている。</p> <p>資料館内の管理運営業務に関しては必ずしも浜松市シルバー人材センターを経由する必要はなく、管理運営実施者及びその団体と直接委任契約を締結するほうが、契約の在り方として合理的なのではないかと考える。</p> <p>直接運営実施者と契約を締結した場合、市にとって歳出を削減できるという効果が期待できる。よって、契約方法の再検討が望まれる。</p> <p>(102 頁・農地整備課)</p>	
講じた措置	
平成 29 年度	<p>契約方法について再検討した結果、地元の団体等では事務処理負担が大きく、また、清掃、剪定業務も施設管理の重要な要素の一つであることから、受託事務の処理も含めて一括して委託することが合理的と判断しました。</p>

指摘事項
(掲載頁・担当課)

【第4 監査の結果（個別案件） 12 産業廃棄物収集運搬・再生処分業務委託（学校施設） ア 予定価格の設定方法について】

本案件については、産業廃棄物1立方メートル当たりの単価によって入札が行われ、予定価格に関しては、予算金額の検討段階で関連業者への見積りを依頼していることから、入札において提示してくるであろう金額は、ある程度の差異の範囲内で算定できるのでは、と考えることもできる。

それにもかかわらず、平成27年度及び平成26年度における予定価格と契約単価とのかい離は決して小さいとは言えない結果となっている。著しくかい離しているということは、過大に予算を確保していることとなり、他に予算を要する事業等への配分において少なからず支障を来しているという問題があるといえる。

予算要求に向けた留意事項として、継続案件については原則2者以上の見積りを得たうえで予算要求することを示している。本案件が指名競争入札であることを鑑みれば、予算要求の段階で複数の業者から見積書を入手し、該当する年度の入札単価予想の精度をより一層高くすることが必要と考える。

(104 頁・教育施設課)

講じた措置

平成28年度	平成29年度の予算要求のため2者から見積書を取得し参考にするとともに、適正な予定価格の設定及び予算確保に努めました。
平成29年度	昨年度、金額の精度を高めるため2者から見積書を取得し、今年度の予算要求及び予定価格設定の算出根拠の一つとしました。引き続き、複数の業者から見積書を取得して、適正な予定価格の設定及び予算確保に努めます。

指摘事項

(掲載頁・担当課)

【第4 監査の結果（個別案件） 12 産業廃棄物収集運搬・再生処分業務委託（学校施設） ウ 産業廃棄物回収量の確認手続】

委託業者は、契約書に基づいて請求する金額の根拠資料として、業務完了報告書等の資料を作成し、市へ提出している。市は、当該報告書の内容と契約書で定めた内容に基づき、委託業者へ委託料を支払っている。しかし、回収した事実及び廃棄物量の正確性を担保する、依頼者（学校等）の押印・サインが付された書類の添付は必要とされておらず、委託業者による報告書への記載が手書きによって行われているのみである。

支払行為を行うには業務完了報告書等の内容が妥当であることが必要であるが、その内容の確認ができるのは通常、現場側である。現場側が適切に確認、決裁したもののみを支払うという事務の流れが必要である。

よって担当課は、依頼者（学校等）のサイン・押印付されている廃棄物回収量を記載した書類（コピー）の提出を求め、適切に決裁されたことを確認して支払事務を行うことが必要である。

(106 頁・教育施設課)

講じた措置

平成 29 年度	廃棄物を排出した学校に、排出日と廃棄物量を記載した「産業廃棄物排出報告書」（校長決裁）を作成して教育施設課へ提出するようにしました。 教育施設課では、収集運搬業者からの報告と学校からの報告を照合し確認した後に、支払事務を行うこととしました。
----------	---

指摘事項

(掲載頁・担当課)

【第4 監査の結果(個別案件) 16 浜松市連絡ごみ処理手数料納付済証管理センター運営維持管理業務委託 イ 配送回数について】

契約書によると、原則、1箇所当たり週1回の配送となっており、また、平成27年度の契約時に想定していた配送先数はコンビニの配送センターが約30箇所、市の施設約40箇所、実際の配送回数は年間で市の施設に75回、取扱店85回の合計160回であった。想定した頻度の配送が不要であるのであれば、契約内容、特に金額の見直しを行うべきであると考えます。

また、業者から提出される配送実績の報告書について、実績との相違が散見される。実績を報告させる以上、正しい報告を求め、誤りは正すことが必要ではないかと考える。

(131頁・廃棄物処理課)

講じた措置

平成28年度	現契約(平成28年度～平成30年度)において、配送実績を基に積算根拠の見直しを行い、入札を執行したことで、契約金額に反映させました。 配送実績の報告書(業務月報)については、内容の確認を行い、受領書等と整合し、適正に処理しています。
平成29年度	配送実績の報告書(業務月報)については、内容の確認を行い、受領書等と整合し、適正に処理しています。

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第4 監査の結果（個別案件） 17 図書館関連業務委託 イ 発注先と発注時期について】 静岡新聞地域版マイクロフィルム作製業務委託契約は1コマ当たりの単価契約によっている。 市内登録業者数が少ない状況であることを考えるとあまり近隣業者に限定せず、広く業者選定を行い、時期も業者の在庫水準が高い時期に可能な限り発注することが妥当ではないか、と考える。 (134 頁・中央図書館)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	<p>浜松市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登録されている全業者の中から、近隣事業者に限定することなく、マイクロフィルム作製業務が実施可能な事業者をすべて選定して入札を実施しました。</p> <p>また、年度当初に業務委託契約を行い、業者の在庫水準が高い年度前半に発注を行いました。</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第4 監査の結果（個別案件） 17 図書館関連業務委託 ウ 欠格事由がある業者の確認について】 浜松市立城北図書館駐車場等整理業務委託契約について、今回の入札では、当初落札した業者が、入札終了後、別業者からの指摘により警備業法に違反することが発覚したため、次点の業者が受託している。</p> <p>入札参加資格者名簿に登録する際には、資格の有無は問われていない。実際に契約する段階で資格を必要とされる業務は入札参加資格条件としてその資格を求められるにすぎない。よって、担当課は、受託者に資格が必要な業務かどうかを適切に確認し、契約事務を行う必要がある。また、調達課においても、資格を要する業務については担当課に注意を促すようにする必要がある。 (135 頁・中央図書館・調達課)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	<p>指名候補業者には事前に公安委員会の認定証の有無を確認しました。指名通知時に送付する契約書案に公安委員会の認定が必要な旨を明記しました。受託者には、認定書の写しの提出を義務付けました。(中央図書館)</p> <p>平成 29 年 1 月の入札・契約事務説明会において、個々の業務発注の際に、必要とする資格等を十分確認したうえで、公告、指名通知等に記載するよう注意喚起しました。(調達課)</p>

指摘事項 (掲載頁・担当課)	
<p>【第5 監査の結果(全般的事項) 2 事務手続き関連事項 オ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号規定の手続き】</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する随意契約を締結しようとする場合には、一定事項について公表することになっている。しかし、業務委託・賃貸借契約マニュアルや随意契約ガイドラインについてもこの点の記載があるものの、担当課には具体的手続きの周知が十分ではなかった。</p> <p>この手続きは浜松市契約規則にも定めのある手続きであることから、担当課へ手続きを周知させて、適切に公表手続きを行うことが必要である。</p> <p>(157 頁・調達課)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	<p>平成 29 年 2 月 17 日付け通知「平成 29 年度随意契約における発注見直しについて」に具体的な手続き方法を分かりやすく記載し、全庁に周知しました。</p>

指摘事項(意見) (掲載頁・担当課)	
<p>【第5 監査の結果(全般的事項) 3 その他 イ 業務の整理】</p> <p>浜松市の業務量は今後増加すると考えられる。民間への業務委託を進めることも一つの対応策であるが、各課でどのような業務があるのか、その業務が必要なかどうか等、業務の棚卸しが必要であり、困難な作業ではあるが、将来的には必要な作業ではないかと考える。</p> <p>(159 頁・政策法務課・人事課・財政課)</p>	
講じた措置	
平成 28 年度	<p>市の全事業を示した「政策・事業シート」において「事業の見直し」項目を設けており、所管課自らが、業務の見直しを行っています。また平成 28 年度は、平成 29 年度当初予算編成作業に合わせ、総務部も交え、自治事務に分類される経常的なソフト事業について、存廃を含めた見直しと終期の設定を行いました。</p>
平成 29 年度	<p>引き続き「政策・事業シート」を活用した見直しを図るとともに、平成 30 年度当初予算編成時において、既存事業の目的、費用対効果や必要性等を検証し、終期(見直し時期)の設定や民間活力の可能性を検討するなど不断の見直しを行います。また、平成 29 年度当初予算内示で見直しを指示した事業については、毎年対応内容を確認し、対応が不十分なものについては必要な指摘、指示等を行います。</p>